



第 3号様式 (第 4条関係)

### 行政文書一部公開決定通知書

4学情第4号の3  
令和5年2月1日

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡 様

実施機関 公立大学法人名古屋市立大学



令和4年12月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	公立大学法人名古屋市立大学に派遣されていた係長級職員 (当時、令和4年12月27日停職1月)の令和3年12月～令和4年3月のWEBサイトアクセスログ		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 年 月 日	午前 時 午後 時
	場 所		
行政文書の公開の方法	写しの交付 (郵送を希望)		
行政文書の一部を公開しない理由	令和3年12月のWEBサイトアクセスログについては、調査時点においてログ保存容量を超過していることにより消去されており、当該WEBサイトアクセスログを取得できていないため、行政文書の不存在により非公開といたします。		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 公立大学法人名古屋市立大学教育研究部学術情報室 TEL 052-872-5780		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求をすることができます。
  - この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、公立大学法人名古屋市立大学を被告として(理事長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- (問い合わせ先 公立大学法人名古屋市立大学教育研究部学術情報室  
TEL:052-872-5780)

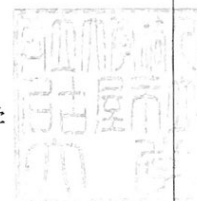
第2号様式（第4条関係）

行政文書公開決定通知書

4学情第4号の4  
令和5年2月1日

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡 様

実施機関 公立大学法人名古屋市立大学



令和4年12月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	公立大学法人名古屋市立大学に派遣されていた総務局付主幹（当時、令和4年12月27日停職1月）の令和4年4月～12月のWEBサイトアクセスログ		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 午後
	場所		
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
備 考	令和4年4月以降のWEBサイトアクセスログについては、当該職員の使用端末が2台あったため、データが2つに分かれています。  <決定を行った所管課・公所> 公立大学法人名古屋市立大学 教育研究部学術情報室 TEL 052-872-5780		

第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

4学情第4号の2  
令和5年2月1日

名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡 様

実施機関 公立大学法人名古屋市立大学



令和4年12月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	公立大学法人名古屋市立大学に派遣されていた係長級職員 (当時、令和4年12月27日停職1月)の令和3年4月 ～11月のWEBサイトアクセスログ
公開しない理由	令和3年4月～11月のWEBサイトアクセスログについ ては、調査時点においてログ保存容量を超過していること により消去されており、当該WEBサイトアクセスログを 取得できていないため、行政文書の不存在により非公開と いたします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 公立大学法人名古屋市立大学教育研究部学術情報室 TEL 052-872-5780

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公立大学法人名古屋市立大学に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、公立大学法人名古屋市立大学を被告として(理事長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(問い合わせ先 公立大学法人名古屋市立大学教育研究部学術情報室  
TEL:052-872-5780)